

り扱う。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、その原産地証明書は有効として取り扱う。

ホ 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。

(「災害その他やむを得ない理由」の意義)

8 の 2—7 令第 28 条ただし書《原産地証明書の提出猶予》及び令第 29 条ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。
- (2) 「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。

ただし、令別表第 1 の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後 6 か月以内において当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情があるものについては、「その他やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲)

8 の 2—8 令第 28 条ただし書に規定する関税法第 73 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、法第 8 条の 2 第 1 項に規定する特惠受益国又は同条第 3 項に規定する特別特惠受益国を原産地とする物品（ただし、法第 8 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により政令をもって特惠関税の適用が停止された物品を除く。）とする。

(原産地証明書の提出猶予の承認申請手続)

8 の 2—9 令第 28 条ただし書の規定による原産地証明書の提出猶予についての税関長の承認の申請は、「特惠関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書」(P—8200) 2 通（原本、承認書用）を提出することにより行わせ、承認したときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として 2 か月以内で適当と認める期間とするものとする。

(分割して輸入する場合の原産地証明書の取扱い)

8 の 2—10 1 通の原産地証明書に記載されている物品を分割して、逐次又は同時期に異なつた税関官署に対して輸入申告等をし、特惠関税等の適用を受け

ようとする場合の原産地証明書の取扱いについては、それぞれ、関税法基本通達 68—3—9（原産地証明書の取扱い等）の(4)及び(5)の規定を準用する。

（原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続）

8 の 2—11 令第 29 条に規定する有効期間を経過した原産地証明書について同条ただし書の規定により有効期間の延長の承認を受けようとするときは、適宜の様式による申請書 2 通（原本、承認書用）を提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。

（自国関与品について原産地証明書発給機関が発給する添付証明書の要件）

8 の 2—12 自国関与品について特惠関税等の適用を受けようとする場合に令第 30 条第 1 項の規定により原産地証明書に添付すべき添付証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 当該添付証明書の番号が、当該自国関与品の原産地証明書の「4. 公用欄」に記載されていること。
- (2) 当該添付証明書の「輸出物品」欄に記載されている品名及び数量が、当該自国関与品の原産地証明書に記載されている品名及び数量と合致していると認められること。

（累積加工・製造証明書の要件）

8 の 2—13 累積原産品について特惠関税の適用を受けようとする場合に、令第 30 条第 3 項の規定により原産地証明書に添付すべきこととされている累積加工・製造証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 当該累積加工・製造証明書の番号が、当該累積原産品に係る原産地証明書の「4. 公用欄」に記載されていること。
- (2) 当該累積加工・製造証明書の「原材料」欄には、令第 26 条第 3 項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国において当該累積原産品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国が記載されていること。
- (3) 当該累積加工・製造証明書の「製品」欄には、上記(2)により記載された原材料から生産された物品の品名、数量及び価額が記載されていること。

（本邦からの輸出物品を原材料として生産された物品の証明の取扱い）

8 の 2—14 令第 26 条第 3 項に規定する東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品について、同項の規定により特惠関税の適用を受ける場合の証明は、累積加工・製造証明書による。

（直接運送に関する取扱い）

8 の 2—15 令第 31 条第 1 項《特惠対象物品の本邦への運送》の規定に関する